



B C J - 審査証明-44

## 建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：セメント系固化材を用いた深層混合処理工法「ウィンドミル工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。

### （開発の趣旨）

深層混合処理工法は、原位置土と固化材スラリーを攪拌混合するため、地盤状況により品質にバラツキが出る可能性がある。また、粘性土地盤において掘削した粘性土が攪拌機に付着し、セメント分と土粒子が均質に攪拌されない共回り現象が発生する場合がある。本工法では、先端の掘削攪拌翼とクラッチ付き固定翼との間に設けた一対の回転攪拌翼を起因として土塊を二重せん断する構造により、土とセメント分を均質に攪拌混合することを目的とした。

また、施工マニュアルに基づいた施工を行うと共に施工データをリアルタイムに管理することによって品質の安定した改良体を築造することを可能にした。

### （開発の目標）

- (1) 本工法の掘削攪拌機構により土の共回り現象を防止し、均質な連続性のある改良体の築造が可能であること。
- (2) 土質毎に適切な配合と羽根切り回数を設定することにより、設計で要求される性能が確保できること。
- (3) 本工法に適した施工管理システムを構築することにより、品質の安定した改良体の築造ができること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあったセメント系固化材を用いた深層混合処理工法「ウィンドミル工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2003年12月11日  
2008年12月11日（更新）  
2013年12月11日（更新）  
2018年5月23日（更新）  
2023年8月2日（更新）



建設技術審査証明協議会会員  
一般財団法人日本建築センター<sup>THE BUILDING CENTER OF JAPAN</sup>  
The Building Center of Japan

理事長 橋本 公博



### 記

#### 1. 審査証明結果

本技術について、上記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 本工法の掘削攪拌機構により土の共回り現象を防止し、均質な連続性のある改良体の築造が可能であるものと判断される。
- (2) 土質毎に適切な配合と羽根切り回数を設定することにより、設計で要求される性能が確保できるものと判断される。
- (3) 本工法に適した施工管理システムを構築することにより、品質の安定した改良体の築造ができるものと判断される。

#### 2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

#### 3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

#### 4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

#### 5. 審査証明の有効期限 2028年12月10日

#### 6. 審査証明の依頼者

キューキ工業株式会社 住所 宮崎県宮崎市下原町212番地1